

ひとり親・寡婦

# 家庭のしおり

令和7年度



四日市市こども未来部

こども家庭センター

は

じ

め

に

このしおりは、ひとり親家庭の方や現在離婚を考えておられる方、ひとりでの出産や子育てを迎える方に、さまざまな支援制度を紹介しています。

お困りごとの解決法を探すお手伝いができるよう、P8【相談したい】では相談内容に合わせた相談窓口の案内、P15～はそれぞれの制度を簡単にご案内、更に連絡先として電話番号とQRコードを掲載しました。

四日市市のホームページにも掲載しています。こちらをあわせてご利用ください。



掲載している内容は令和7年8月現在のものです。

## 相談したい

### ■ ■ ひとり親家庭のための総合相談窓口

- ①母子・父子自立支援員(四日市市子ども家庭センター 管理係)・・・ 8
- ②四日市市母子・父子福祉センター・・・ 8

### ■ ■ 離婚やDVなどの悩みに関する相談窓口

- ①養育費・親子交流相談支援センター・・・ 8
- ②四日市市男女共同参画センター はもりあ四日市・・・ 9
- ③三重県男女共同参画センター 「フレンテみえ」・・・ 10

### ■ ■ 離婚や債務などの法律に関する相談窓口

- ①母子・父子に関する法律相談・・・ 11
- ②法テラス・・・ 11
- ③家庭裁判所(津家庭裁判所 四日市支部) ※ 手続案内・・・ 12
- ④四日市市弁護士相談・・・ 12

### ■ ■ 妊娠・出産・こどもの相談窓口

- ①四日市市子ども家庭センター 子ども家庭係(子育てや虐待に関する相談)・・・ 12
- ②育児相談室すくすくルーム・・・ 12
- ③四日市市子ども家庭センター 母子保健第1・第2係・・・ 13  
(妊娠婦・乳幼児の育児や健康についての電話相談)
- ④子育てコンシェルジュ(利用者支援事業)・・・ 13
- ⑤四日市市育ち支援課・・・ 13
- ⑥三重県北勢児童相談所・・・ 13
- ⑦民生委員・児童委員 主任児童委員・・・ 14
- ⑧四日市市子ども発達支援課(発達に関する相談)・・・ 14
- ⑨四日市市市民相談・・・ 14

## ひとり親になった際の手続き

### ■ ■ ひとり親とは? 寡婦とは?・・・ 15

## ■ ■ 未婚・非婚でひとり親になるとき

- ① こどもの認知 . . . . . 15
- ② 出生届の提出 . . . . . 16
- ③ 健康保険の届出 . . . . . 16
- ④ 出産育児一時金の手続き . . . . . 16
- ⑤ マタニティ給付金(妊娠時申請)の手続き . . . . . 16
- ⑥ マタニティ給付金(産後届出)の手続き . . . . . 16
- ⑦ 産前産後期間の保険料免除制度 . . . . . 17
- ⑧ 各種手当・助成の申請 . . . . . 17

## ■ ■ 離婚することになったら

- ① 離婚の種類(協議離婚・調停離婚・裁判離婚) . . . . . 18
- ② 離婚時に決めておきましょう . . . . . 18
- ③ 公正証書について . . . . . 20
- ④ 養育費に関する公正証書作成費等補助金 . . . . . 20
- ⑤ 国民年金の加入 . . . . . 20
- ⑥ 国民健康保険の加入 . . . . . 20
- ⑦ 各種手当・助成の申請 . . . . . 21

## ■ ■ 死別でひとり親になったら

- ① 国民健康保険葬祭費の請求 . . . . . 21
- ② 遺族基礎年金・寡婦年金・遺族厚生年金の手続き . . . . . 21
- ③ 死亡一時金の請求 . . . . . 22
- ④ 国民年金・国民健康保険の加入 . . . . . 22
- ⑤ 各種手当・助成の申請 . . . . . 22

## ひとり親家庭の生活を支える制度

### ■ ■ こどもの養育に関する手当・助成

- ① 児童手当 . . . . . 23
- ② 子ども医療費助成 . . . . . 23
- ③ 児童扶養手当 . . . . . 24
- ④ 一人親家庭等医療費助成 . . . . . 24

## ■ ■ 生活の安定や住まいに関する支援

- ①ひとり親控除・寡婦控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- ②産前産後期間の保険料免除制度・・・・・・・・・・26
- ③ひとり親家庭等日常生活支援事業・・・・・・・・・・26
- ④四日市市母子・父子福祉センター・・・・・・・・・・27
- ⑤四日市母子寡婦福祉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- ⑥自立相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- ⑦生活保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- ⑧住居確保給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- ⑨母子生活支援施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- ⑩市営住宅・県営住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

## 各種貸付(教育費を除く)

- ①母子父子寡婦福祉資金貸付(三重県事業)－生活費、転宅費等各種－・・・・・・29
- ②生活福祉資金貸付－技能を習得する費用、転宅費用等各種－・・・・・・29
- ③交通遺児等貸付金－交通遺児等の生活費－・・・・・・29

## こどもの学費の助成・貸付等について

⓪ⓁⓂⓎⓏの印を参考

### ■ ■ 公立学校の場合

- ①【給付】就学援助制度 ⓪Ⓛ・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- ②【給付】県立高等学校等就学支援金 Ⓜ・・・・・・・・・・30
- ③【給付】県立高校生臨時支援金 Ⓜ・・・・・・・・・・30
- ④【助成】県立高等学校授業料減免 Ⓜ・・・・・・・・・・31
- ⑤【貸付】三重県高等学校等修学奨学金 Ⓜ・・・・・・・・・・31
- ⑥【給付】高校生等奨学給付金 Ⓜ・・・・・・・・・・31

### ■ ■ 私立学校の場合

- ①【助成】私立小中学校等授業料減免補助金 ⓪Ⓛ・・・・・・・・・・32
- ②【助成】私立高等学校等入学金補助金 Ⓜ・・・・・・・・・・32
- ③【給付】私立高等学校等就学支援金 Ⓜ・・・・・・・・・・32
- ④【給付】私立高校生等臨時支援金 Ⓜ・・・・・・・・・・32

⑤【助成】私立高等学校等授業料減免補助金 (高)	33
⑥【給付】私立高校生等奨学給付金 (高)	33
⑦【貸付】三重県高等学校等修学奨学金 (高)	33
⑧【助成】私立専門学校授業料等減免補助金 (専)	34

## ■ ■ その他

①【貸付】国の教育ローン (高)(大)(専)	34
②【給付】【貸付】四日市市奨学金 (高)(大)(専)	34
③【貸付】(独)日本学生支援機構貸与奨学金 (大)(専)	34
④【給付】(独)日本学生支援機構給付奨学金 (大)(専)	35
⑤【給付】【貸付】交通遺児育英会の奨学金	35
⑥【給付】【貸付】あしなが育英会の奨学金 (高)(大)(専)	35
⑦【貸付】生活福祉資金貸付 (高)(大)(専)	36
⑧【貸付】母子父子寡婦福祉資金貸付(三重県事業) (高)(大)(専)	36

## 子育て支援

### ■ ■ こどもを日常的に預けたい

①保育所・認定こども園・幼稚園	37
②小規模保育園	38
③認可外保育所	38
④学童保育	38

### ■ ■ こどもを一時的に預けたい

①休日保育	39
②一時保育	39
③第2子以降子育てレスパイトケア	39
④ファミリー・サポート・センター	40
⑤子育て短期支援事業(ショートステイ)	40
⑥ひとり親家庭等日常生活支援事業	40
⑦病児保育室	41

## ■ ■ こどもが過ごせる場所・こどもと過ごす場所

①子育て支援センター	41
②あそび会(幼稚園)・あそぼう会(保育園・こども園)	42
③こども子育て交流プラザ	42
④おもちゃ図書館	42
⑤児童館	43
⑥図書館・図書室	43

## 仕事を探したい、仕事につながる資格を身につけたい

### ■ ■ 仕事に関する支援

①ハローワーク四日市(公共職業安定所)	44
②マザーズコーナー	44
③ハローワーク就職相談コーナー(四日市市役所3階)	44
④女性のための就職相談	44
⑤母子・父子自立支援プログラム策定事業	45
⑥離職者向け支援	45
⑦通勤定期運賃の割引	45

### ■ ■ 資格を取りたい

①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	46
②高等職業訓練促進給付金	46
③自立支援教育訓練給付金	47

(三重県)母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表 48

修学資金貸付限度額(月額)一覧表 50

母子寡婦福祉会 案内 51

# 相談したい

## ■ ■ ひとり親家庭のための総合相談窓口

### ①母子・父子自立支援員（四日市市こども家庭センター 管理係）

ひとり親家庭の母・父や寡婦の方が抱える悩みごとの相談や、自立に必要な情報提供などの支援を母子・父子自立支援員が行います。窓口相談のほか、メール相談もあります。

#### ■ お問い合わせ

四日市市こども家庭センター 管理係

**TEL.059-354-8298**



### ②四日市市母子・父子福祉センター

ひとり親家庭および寡婦の方の生活や自立に関する相談、情報提供を行います。

#### ■ お問い合わせ

四日市市母子・父子福祉センター

**TEL.059-354-8277**



## ■ ■ 離婚やDVなどの悩みに関する相談窓口

### ①養育費・親子交流相談支援センター

養育費や親子交流に関する当事者からの相談に応じます。

電話相談：平日（水曜を除く） 10:00～20:00

水曜 12:00～22:00

土曜・祝日 10:00～18:00

メール相談：info@youikuhi.or.jp 回答はPCより送信します。

#### ■ お問い合わせ

養育費・親子交流相談支援センター

**TEL.0120-965-419**（携帯電話不可）

**TEL.03-3980-4108**

※ご希望によりセンターがかけ直して電話料金を負担します。



## ②四日市市男女共同参画センター はもりあ四日市

### \* 女性のための電話相談

夫や恋人からの暴力、家族関係、職場の人間関係など女性の悩みや相談を女性相談員が電話で受け付けています。(お一人30分程度)

火・木・金・土曜 9:00～16:00

水曜 9:00～19:30

※電話相談後、必要に応じて面接相談におつなぎします。

※面接相談後、必要に応じて法律相談や心理相談も受けられます。

#### ■お問合わせ

女性のための電話相談

**TEL.059-354-8335**

以下すべての  
相談のQRコード  
はこちら



### \* 男性のための電話相談

夫婦や恋人との関係(DVを含む)、家族関係、職場の人間関係など男性の悩みや相談を、男性の臨床心理士が電話で受け付けています。(お一人30分程度)

毎月原則第4土曜 9:30～12:30

#### ■お問合わせ

男性のための電話相談 **TEL.059-354-1070**

### \* 働く女性、働きたい女性のための就労相談

働いている人、これから働きたい人の悩みをキャリアコンサルタントがお聞きします。(お一人50分程度)

毎月原則第2土曜、第2・4水曜

第2土曜(対面) 9:00～12:00 13:00～15:00

第2水曜(オンライン) 13:00～16:00

第4水曜(オンライン) 17:00～20:00

年末年始は休み

#### ■お問合わせ

働く女性、働きたい女性のための就労相談

**TEL.(予約専用)0120-976-477**(フジアルテ株式会社)

### \* シングルマザー等家計相談

ひとり親、または離婚を考えている女性を対象に、お金に関する悩みをファイナンシャルプランナーがお聞きします。(1回1時間程度の個別相談)

原則偶数月第1土曜 9:00~12:00

奇数月第1火曜 9:00~12:00

#### ■お問合わせ

シングルマザー等家計相談 **TEL.(予約専用)059-355-1320**

受付時間：平日10:00~18:00(株式会社デルタスタジオ)

## ③三重県男女共同参画センター 「フレンテみえ」

### 【フレンテみえ相談室】

性別にとらわれず自分らしく生きていく上での様々な悩みについて相談を受け付けます。秘密厳守、相談は無料です。

### \* 女性の相談員による女性のための電話相談

利用時間	月	火	水	木	金	土	日
朝 9:00~12:00	休館日	●	●	●	●	●	●
昼 13:00~15:30		●	×	×	●	●	●
夜 17:00~19:00		×	×	●	×	×	×

※休館日(月曜)が祝日にあたる場合、朝、昼の相談あり。翌平日は休館。

女性のための電話相談(面接・法律・心理相談予約)

**TEL.059-233-1133**

### \* 女性の相談員による女性のための面接相談 ※電話相談にて予約

### \* 女性の弁護士による女性のための法律相談(面談) ※電話相談にて予約

原則第1・3土曜 13:30~16:30 第3土曜は無料託児あり

### \* 女性の臨床心理士による女性のための心理相談(電話) ※電話相談にて予約

原則第2・4水曜 13:00~15:30

**\* 男性の相談員による男性のための電話相談**

原則第1木曜 17:00～19:00

第4土曜 10:00～12:00

男性のための電話相談 **TEL.059-233-1134**

**\* みえにじいろ相談** 性の多様性に関する相談

電話相談：第1日曜 13:00～19:00

第3金曜 14:00～20:00

SNS相談：第2金曜 14:00～20:00

第4日曜 13:00～19:00

みえにじいろ相談(電話相談) **TEL.059-233-1134**

(SNS相談) **LINE公式アカウントで友達追加→**



■お問合わせ

三重県男女共同参画センター 「フレンテみえ」 **TEL.059-233-1131**

## ■ ■ 離婚や債務などの法律に関する相談窓口

### ① 母子・父子に関する法律相談

弁護士による養育費・親権・遺産相続等の法律相談を実施しています(初回30分のみ無料)。

■お問合わせ(申込み)

三重県母子・父子福祉センター **TEL.059-228-6298**

### ② 法テラス

国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。経済的に余裕のない方には、無料法律相談や弁護士・司法書士費用等の立て替えも行っていきます。

■お問合わせ

法テラス・サポートダイヤル **TEL.0570-078374**

受付時間：平日 9:00～21:00

土曜 9:00～17:00

法テラス三重 **TEL.0570-078344**

受付時間：平日 9:00～17:00



### ③家庭裁判所(津家庭裁判所 四日市支部) ※手続案内

離婚、こどもの親権者・養育費の問題、家庭紛争等の審判・調停・人事訴訟を扱っています。

■お問合わせ(手続案内)

津家庭裁判所 四日市支部 **TEL.059-352-7185**



### ④四日市市弁護士相談

暮らしの中での法律問題について、弁護士が相談に応じます。

相談は無料。予約制。相談時間はお一人20分以内。

実施日時：毎週木曜(祝・休日、年末年始を除く)13:00～16:00

予約方法：月曜～金曜の9:00～12:00 13:00～16:00に

四日市市役所1階 市民相談コーナーにて面談・電話

■お問合わせ

四日市市市民相談コーナー **TEL.059-354-8153**



## ■妊娠・出産・こどもの相談窓口

### ①四日市市子ども家庭センター 子ども家庭係

(子育てや虐待に関する相談)

0～18歳未満の子どもと家族に関すること、児童虐待に関する相談、育児相談などに応じています。

■お問合わせ

四日市市子ども家庭センター 子ども家庭係

**TEL.059-354-8276**



### ②育児相談室すくすくルーム

妊娠中から産後の健康、育児や発達・育児などの相談に保健師や看護師等が応じます。赤ちゃんの身体測定も行っています。

相談時間：月曜～金曜(祝日・年末年始は除く) 8:30～17:15

■お問合わせ

四日市市子ども家庭センター 母子保健第1・第2係

**TEL.059-354-8187**



### ③四日市市子ども家庭センター 母子保健第1・第2係

(妊産婦・乳幼児の育児や健康についての電話相談)

妊産婦・乳幼児の育児や健康に関する電話相談を行っています。

受付時間：8:30～17:15

■お問い合わせ

四日市市子ども家庭センター 母子保健第1・第2係

**TEL.059-354-8187**



### ④子育てコンシェルジュ (利用者支援事業)

子育てコンシェルジュが支援情報やサービスをわかりやすく案内します。

■お問い合わせ(次の4か所に子育てコンシェルジュがいます。)

四日市市子ども未来課(育児相談専用電話)

**TEL.059-327-6325**

橋北子育て支援センター **TEL.059-331-1875**

塩浜子育て支援センター **TEL.059-345-3553**

こども子育て交流プラザ **TEL.059-331-5560**



子育て  
コンシェルジュ

### ⑤四日市市育ち支援課

市内在住の小学生・中学生とその保護者を対象に相談を行っています。

内容：不登校・発達・障害のあるこどもの教育に関することなど

■お問い合わせ

四日市市教育委員会 育ち支援課

**TEL.059-354-8285**



### ⑥三重県北勢児童相談所

こどもに関する様々な問題について家庭や学校からの相談に応じ、調査や判定の上、助言や施設への措置、一時保護などを行います。

■お問い合わせ

三重県北勢児童相談所 **TEL.059-347-2030**

## ⑦民生委員・児童委員 主任児童委員

### 【民生委員・児童委員】

地域の身近な相談役として、住民の様々な相談に応じ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」です。

### 【主任児童委員】

子どもに関することを専門に担当する民生委員・児童委員です。

#### ■お問合わせ

各地区でご相談ください。四日市市福祉総務課

**TEL.059-354-8109**

## ⑧四日市市子ども発達支援課(発達に関する相談)

子どもの発達について、家庭や園、学校等からの相談に応じ、保健・福祉・教育が連携しながら、早期から途切れのない支援を行っています。

#### ■お問合わせ

四日市市子ども発達支援課

**TEL.059-354-8064**



## ⑨四日市市市民相談

暮らしの中の困りごとや様々な問題について、市民相談員が相談を受け付けます。相談は無料。予約の必要はありません。

相談場所：四日市市役所1階 市民相談コーナーまたは電話

相談時間：月曜～金曜 9:00～12:00 13:00～16:00

#### ■お問合わせ

四日市市市民相談コーナー

**TEL.059-354-8153**



# ひとり親になった際の手続き

## ■ ひとり親とは？寡婦とは？

### ひとり親とは

現に配偶者がなく、次のいずれかに該当する方が、20歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。

- 配偶者が死亡
- 配偶者と離婚
- 配偶者の生死が不明
- 配偶者から遺棄されている
- 配偶者が精神または身体の障害により働けないため、その扶養を受けられない
- 婚姻によらないで母(父)となった
- 配偶者が拘禁されているため、その扶養を受けられない
- 配偶者が海外にいるため、その扶養を受けられない

### 寡婦(かふ)とは

現に配偶者のいない方で、かつて母子家庭の母として20歳未満の子どもを育てていた方をいいます。

※各制度によって対象となる方は異なります。

## ■ 未婚・非婚でひとり親になるとき

### ① 子どもの認知

子どもの認知には任意認知(子どもの父親が自発的にするもの。胎児に対してすることも可能)と強制認知(自発的にしない父親に対し、子どもと子どもの母親が家庭裁判所に認知の訴えを提起するもの。その前提として調停を申立てる)があります。認知を受けた子どもは父親と法律上の親子関係が生じるので、養育費の請求ができ、相続の権利もあります。戸籍にも父親の氏名と認知されていることが記載されます。

#### ■ お問合わせ

四日市市子ども家庭センター 管理係 **TEL.059-354-8298**

四日市市男女共同参画センター はもりあ四日市(P.9を参照)

家庭裁判所(津家庭裁判所 四日市支部) ※手続案内 **TEL.059-352-7185**

## ②出生届の提出

医師または助産師が証明した出生証明書を添付し、出生の日を含め14日以内に提出します。

■お問合わせ

四日市市市民課 **TEL.059-354-8151**



## ③健康保険の届出

親が国民健康保険に加入している場合は、こどもも国民健康保険に加入する手続きをしてください。親が社会保険に加入している場合は、勤務先での手続きとなります。

■お問合わせ

四日市市保険年金課 資格係 **TEL.059-354-8159**



## ④出産育児一時金の手続き

国民健康保険に加入している人が出産した時に支給されます。なお妊娠85日以上であれば死産・流産(医師の証明が必要)でも支給されます。被用者保険の被保険者(本人)が1年以上加入し、その資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合は、被用者保険から出産育児一時金が支給されます。

■お問合わせ

四日市市保険年金課 給付係 **TEL.059-354-8161**



## ⑤マタニティ給付金(妊娠時申請)の手続き

妊娠届出後、保健師・助産師等と面談(オンラインを含む)を受けた妊婦に対して、50,000円を支給します。

■お問合わせ

四日市市こども家庭センター 母子保健第1・第2係  
**TEL.059-354-8187**



## ⑥マタニティ給付金(産後届出)の手続き

出生届出後に、こんにちは赤ちゃん訪問等にて面談を受けた産婦に対して、こども一人当たり50,000円を支給します。

■お問合わせ

四日市市こども家庭センター 母子保健第1・第2係  
**TEL.059-354-8187**



## ⑦産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が出産した場合、届出をすれば産前産後の保険料が一定期間免除され、免除された期間は保険料を納めたものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

また、国民健康保険の被保険者が出産した場合、届出をすれば国民健康保険料(所得割と均等割)が一定期間免除されます。

どちらも出産予定日の6か月前から手続きができます。

### ■お問い合わせ

四日市市保険年金課 年金係

**TEL.059-340-0221**

四日市市保険年金課 保険料収納室

**TEL.059-354-8160**



年金係



保険料  
収納室

## ⑧各種手当・助成の申請

児童手当、子ども医療費助成、児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成など、該当するものの手続きをしましょう。

**P.23～の『ひとり親家庭の生活を支える制度』**をご参照ください。

## ■ 離婚することになったら

### ① 離婚の種類（協議離婚・調停離婚・裁判離婚）

#### ● 協議離婚

お互いに話し合い、双方が納得して離婚届を提出すれば、成立します。協議内容などは口約束ではなく、公証役場で公正証書(P.20③)にしておくとの法的に通用するので安心です。

#### ● 調停離婚

当事者間では話し合いがつかないとき、家庭裁判所の調停委員会(裁判官と調停委員)が間に入り、双方の話し合いを進める方法です。合意に至れば、調停調書が作成されます。

● 裁判離婚 調停では合意に至らない場合、家庭裁判所に離婚の訴えを提起することができます。

### ② 離婚時に決めておきましょう

#### ● 親権者

親権とは未成年の子どもを養育し、子どもの財産を管理して、子どもを成人させる親の責務のことをいいます。協議離婚の場合、親権者が決まらなると離婚届を提出できません。親権のない親は、例えば手術の同意など、子どもの命にかかわることでも決定できないことがあります。

#### ● 子どもの名字

離婚後の子どもの名字は、離婚前と同じです。離婚して名字が変わった親と同じ名字にしたい場合は、変更手続きが必要です。変更する場合は、家庭裁判所へ申し立てをし、許可が出た後、市役所で戸籍の届出をしてください。

※子どもが15歳以上のときは子ども本人が、15歳未満のときは親権者が手続きする必要があります。

#### ● 財産の分与

財産分与は、結婚生活で夫婦が協力して得た財産を公平に分配することです。財産分与の対象となるものは、現金、土地・住宅などの不動産、車や家具などの動産です。借金や住宅ローンがある場合、これら負の財産も財産分与の対象になります。

## ●親子交流

子どもと離れて暮らす親が子どもと定期的又は継続的に会って話したり一緒に遊んだりして交流することです。両親が離婚しても、父母どちらからも愛されていると実感することで、安心感と自尊心を育むことができます。

### 【取決めの留意点】

決めておく必要がある内容は、面会時間、方法、回数、親同士が守らなくてはならないルールなどです。送り迎えについては、誰が、どこで、どのようになど、できるだけ具体的に決めます。

## ●養育費

子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する必要な費用の支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務（生活保持義務）があります。養育費は子どもの権利です。

### 【取決めの留意点】

金額や支払い方法について離婚前に決めておきましょう。離婚後であっても、経済的・社会的に自立するまではいつでも請求できます。父母の話し合いで取り決められない場合は、家庭裁判所に申し立てます。

金額については、父母が話し合い、お互いが納得するように取り決めることが大切です。標準的な金額については、裁判所が公表している『養育費の算定表』を参考にします（裁判所や養育費・親子交流相談支援センターのホームページで見ることができます）。その後、父母の収入や環境など「事情の変更」があれば、増額や減額など取り決め直します。

## ■お問合わせ

養育費・親子交流相談支援センター(P.8を参照)

家庭裁判所(津家庭裁判所 四日市支部)(P.12を参照)

四日市市男女共同参画センター はもりあ四日市(P.9を参照)

四日市市子ども家庭センター 管理係 **TEL.059-354-8298**



裁判所  
ウェブサイト

### ③公正証書について

公正証書とは法務大臣の任命を受けた公証人が作成する公文書です。当事者の合意内容を公に証明する書面になります。協議離婚の際には公正証書を作成することをお勧めします。

#### ■お問い合わせ

四日市公証人合同役場 **TEL.059-353-3394**

営業時間：平日9:00～12:00 13:00～17:00



### ④養育費に関する公正証書作成費等補助金

養育費の取り決めにかかる公正証書作成費用や家庭裁判所の調停申立費用等を補助します(上限3万円)。

#### ■お問い合わせ

四日市市こども家庭センター 管理係

**TEL.059-354-8298**



### ⑤国民年金の加入

第3号被保険者(会社員などの配偶者に扶養されている人)は、第1号被保険者への種別変更届が必要です。また、厚生年金の保険料納付記録を分割請求する場合は、2年以内に年金事務所で手続きをしてください。

#### ■お問い合わせ

四日市市保険年金課 年金係

**TEL.059-340-0221**

四日市市年金事務所

**TEL.059-353-5515**



保険年金課

### ⑥国民健康保険の加入

配偶者の社会保険に被扶養者として加入している人が国民健康保険に加入する場合、まず社会保険の資格喪失手続きをします。資格喪失証明書の交付後、国民健康保険に加入するための手続きをしてください。

#### ■お問い合わせ

四日市市保険年金課 資格係

**TEL.059-354-8159**



## ⑦各種手当・助成の申請

児童手当、子ども医療費助成、児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成等、該当するもの手続きをしましょう。

P.23～『ひとり親家庭の生活を支える制度』をご参照ください。

## ■ 死別でひとり親になったら

### ①国民健康保険葬祭費の請求

国民健康保険に加入している人が亡くなった場合、葬祭を行った人に支給されます。他の健康保険から支給される人には、国民健康保険からは支給されません。

■お問い合わせ

四日市市保険年金課 給付係

TEL.059-354-8161



### ②遺族基礎年金・寡婦年金・遺族厚生年金の手続き

#### ●遺族基礎年金

国民年金の加入者が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子のいる配偶者または子に、子が18歳に到達した年度末になるまで、あるいは1・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで支給されます。

#### ●寡婦年金

国民年金を10年以上納付(減免を含む)している夫が老齢基礎年金を受けずに亡くなったとき、その人に生計を維持されていた妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。(婚姻期間10年以上必要)

■お問い合わせ

四日市市保険年金課 年金係 TEL.059-340-0221



#### ●遺族厚生年金

厚生年金の被保険者が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた一定の遺族に支給されます。(一定の要件あり)

■お問い合わせ

四日市市年金事務所 TEL.059-353-5515

予約受付専用電話 TEL.0570-05-4890

ねんきんダイヤル TEL.0570-05-1165

### ③死亡一時金の請求

国民年金を3年以上納めた人が、どの年金も受けずに亡くなったとき、その人と生計を同一にしていた一定の遺族に支給されます。

■お問い合わせ

四日市市保険年金課 年金係

TEL.059-340-0221



### ④国民年金・国民健康保険の加入

P.20をご参照ください。

■お問い合わせ

四日市市保険年金課 年金係 TEL.059-340-0221

四日市市保険年金課 資格係 TEL.059-354-8159

四日市市年金事務所 TEL.059-353-5515

### ⑤各種手当・助成の申請

児童手当、子ども医療費助成、児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成等、該当するもの手続きをしましょう。

P.23～『ひとり親家庭の生活を支える制度』をご参照ください。

# ひとり親家庭の生活を支える制度

## ■ ■ こどもの養育に関する手当・助成

### ① 児童手当

四日市市に住所を有し、18歳到達後最初の3月31日まで(高校生年代まで)のこどもを養育している人が対象です。こどもの人数、及び年齢により手当の支給額が異なります。手当の振込月は偶数月です。日本国内に住所がない場合などは支給されません。

3歳未満	15,000円/月 第3子以降30,000円/月
3歳以上高校生年代まで	第1子・第2子10,000円/月 第3子以降30,000円/月

※「第3子以降」とは、大学時代まで(22歳到達後最初の3月31日まで)の養育している子のうち、上の子から数えて3番目以降をいいます。

#### ■ お問い合わせ

四日市市こども手当・医療給付課

**TEL.059-354-8083**



### ② 子ども医療費助成

18歳到達後最初の3月31日までのこどもが対象です。こどもにかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。

#### ■ お問い合わせ

四日市市こども手当・医療給付課

**TEL.059-354-8083**



### ③ 児童扶養手当 **所得制限あり** **ひとり親限定**

離婚や死亡などにより、父または母と生活をともにしていない子ども(18歳到達後最初の3月31日まで)を扶養している母または父、もしくは養育者に支給される手当です。手当の振込月(予定)は奇数月です。

※子どもが身体または精神に中程度以上の障害を有するときは、手続きにより20歳未満まで支給延長されます。

(令和7年4月分から適用)

全部支給	46,690円/月
一部支給	11,010円～46,680円/月
2人目以降1人について	加算5,520円～11,030円/月

#### ■お問い合わせ

四日市市子ども手当・医療給付課

**TEL.059-354-8083**



### ④ 一人親家庭等医療費助成 **所得制限あり** **ひとり親限定**

子ども(18歳到達後最初の3月31日まで)を扶養しているひとり親家庭の母、または父が、医療保険による治療を受けた場合、支払った医療費の自己負担分が助成されます。

#### ■お問い合わせ

四日市市子ども手当・医療給付課

**TEL.059-354-8083**



## ■ 生活の安定や住まいに関する支援

### ① ひとり親控除・寡婦控除

ひとり親(寡婦)控除を受けるためには、会社の年末調整や公的年金等の受給者の扶養親族等申告書提出の際に申告するか、所得税の確定申告書および市民税県民税申告書を提出していただく必要があります。

#### ● ひとり親控除 《控除額》所得税…35万円 市県民税…30万円

次のすべての要件を満たす人が対象です。

- ・ 現に婚姻していないこと、または配偶者の生死が不明であること
- ・ 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の納税義務者の同一生計配偶者・扶養親族とされている人を除く)を有すること
- ・ 合計所得金額が500万円以下であること
- ・ 住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

#### ● 寡婦控除 《控除額》所得税…27万円 市県民税…26万円

次のA/Bいずれかに該当し、ひとり親に該当しない人が対象です。

##### A 夫と離婚後、婚姻していない人で、次のすべての要件を満たす人

- ・ 扶養親族(他の納税義務者の同一生計配偶者・扶養親族とされている人を除く)を有すること
- ・ 合計所得金額が500万円以下であること
- ・ 住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

##### B 夫と死別後、婚姻していない人または夫の生死が不明な人で、次のすべての要件を満たす人

- ・ 合計所得金額が500万円以下であること
- ・ 住民票の記載上、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

### ■ お問い合わせ

(市県民税に関すること)四日市市市民税課 市民税第1・2係

**TEL.059-354-8132**

(所得税に関すること)四日市税務署

**TEL.059-352-3141**



市民税課

## ②産前産後期間の保険料免除制度

P.17をご参照ください。

### ■お問い合わせ

四日市市保険年金課 年金係

**TEL.059-340-0221**

四日市市保険年金課 保険料収納室

**TEL.059-354-8160**

## ③ひとり親家庭等日常生活支援事業 **所得制限あり** **ひとり親限定**

ひとり親家庭および寡婦が、一時的かつ緊急的に生活援助や保育等のサービスが必要な場合等に家庭生活支援員を派遣または施設で保育を行う制度です。事前に家庭生活支援員派遣対象世帯の認定を受けてください。

※市内在住で、児童扶養手当の受給者あるいは同等水準の人が対象

※令和7年4月より社会福祉法人四日市厚生会 菜の花苑へ一部委託して実施しています。

### ■お問い合わせ

【世帯登録について】

四日市市こども家庭センター 管理係

**TEL.059-354-8298**

【ご利用について】

社会福祉法人四日市厚生会 菜の花苑

**TEL.059-345-0051**



菜の花苑

#### ④四日市市母子・父子福祉センター

##### ●交流事業 **ひとり親限定**

ひとり親家庭同士の交流や親子の交流の機会として、「親子デイキャンプ」「親子飾り巻き寿司教室」を開催しています。募集は、市広報等でお知らせします。

##### ●技能習得講座 **ひとり親限定**

ひとり親の自立のサポートとして、パソコン講座等を開催しています。講座の募集は市広報等でお知らせします。

##### ●いきいきサークル **ひとり親または寡婦**

趣味を通じた生きがいやふれあいの場として、編み物・書道・和裁のサークルを開催しています。

##### ■お問合わせ

四日市市母子・父子福祉センター

**TEL.059-354-8277**



#### ⑤四日市母子寡婦福祉会

※P.51をご参照ください。

##### ■お問合わせ

四日市母子寡婦福祉会 **TEL.059-354-8277**

(四日市市母子・父子福祉センター内)

#### ⑥自立相談支援事業

暮らしでの困りごとに対し、相談員が寄り添いながら共に必要な支援を考え、具体的なプランを作成し、自立に向けた支援を行います。まずは、市の相談窓口へご相談ください。

##### ■お問合わせ

四日市市社会福祉協議会 生活支援室

**TEL.059-354-8466**

四日市市保護課

**TEL.059-354-8076**



保護課

## ⑦生活保護

様々な事情で生活に困った人が、その資産や能力を活用し、扶養義務者に相談しても、なお最低限度の生活を維持できない場合は、その世帯の生活を維持し、自立を助長するため、国の定めた最低生活基準額に不足する額が支給されます。

■お問い合わせ

四日市市保護課 TEL.059-354-8166



## ⑧住居確保給付金

離職等により住居を失った人、または失うおそれの高い人に対し、就職に向けた活動などを条件に、一定期間家賃相当額を支給する制度です。収入や資産に関する一定の要件等を満たす人が対象です。

■お問い合わせ

四日市市保護課 TEL.059-354-8076



## ⑨母子生活支援施設

母子家庭の保護、児童の健全育成を目的とする児童福祉施設です。

■お問い合わせ

四日市市こども家庭センター こども家庭係

TEL.059-354-8276

## ⑩市営住宅・県営住宅

一定の条件を満たす人は、公営住宅に入居できる場合があります。詳しい資格条件や対象団地、募集時期については各窓口へお尋ねください。

■お問い合わせ

【市営住宅】四日市市市営住宅課

TEL.059-354-8218

【県営住宅】鈴鹿亀山不動産事業協同組合

TEL.059-373-6802



市営住宅



県営住宅

# 各種貸付(教育費を除く)

## ①母子父子寡婦福祉資金貸付(三重県事業)ー生活費、転宅費等各種ー

所得制限あり ひとり親限定

◆対象者 ひとり親の母・父とその子、寡婦

ひとり親家庭および寡婦の人の経済的自立と児童の福祉増進を図るために、母・父またはその児童および寡婦に対して必要な資金を貸付ける制度です。三重県において実施、相談・受付は市役所こども家庭センター 管理係です。

※貸付には種類がありますので、別表P.48～P.50をご参照ください。

※申請月：3月 6月 8月 10月 12月 2月

■お問い合わせ

四日市市こども家庭センター 管理係

TEL.059-354-8298

三重県子ども・福祉部  
家庭福祉・施設整備課



## ②生活福祉資金貸付 ー技能を習得する費用、転宅費用等各種ー 所得制限あり

◆対象者 低所得者・高齢者及び障害者の世帯

お困りの世帯に対して、安定した生活ができるように支援することを目的とした貸付制度です。(書類審査あり。原則、連帯保証人が必要)

詳細は三重県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

■お問い合わせ

四日市市社会福祉協議会

TEL.059-354-8265

三重県社会福祉協議会



## ③交通遺児等貸付金 ー交通遺児等の生活費ー 制限等あり

◆対象者 自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った人のこども

自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った人のこども(0歳から中学校卒業までの児童)の健全な育成を図るため、生活資金を無利子で貸し付けます。生活状況の要件に該当する家庭となります。

■お問い合わせ

(独)自動車事故対策機構 ナスバ(NASVA)三重支所

TEL.059-350-5188



# こどもの学費の助成・貸付等について

## ■ 公立学校の場合

### ①【給付】就学援助制度 ④④ 所得制限あり

◆対象者 教育費用に困っている家庭

経済的な理由によりこどもの就学が困難な家庭に対し、義務教育中に必要な就学費用の一部を援助します。

(生活保護受給世帯はお問い合わせください。)

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校

四日市市学校教育課 TEL.059-354-8250



### ②【給付】県立高等学校等就学支援金 ④ 所得制限あり

◆対象者 三重県内の県立高校等に在籍する生徒

県内の県立高等学校に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対して、授業料に充てるための支援金を支給します。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校

三重県教育委員会事務局 教育財務課 就学支援金担当

TEL.059-224-2940



### ③【給付】県立高校生臨時支援金 ④

◆対象者 三重県内の県立高校等に在籍する生徒

県内の県立高等学校に通う生徒のうち所得制限により、就学支援金の支給対象外となる生徒に対して、授業料に充てるための支援金を支給します。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校

三重県教育委員会事務局 教育財務課 臨時支援金担当

TEL.059-224-2940

#### ④【助成】県立高等学校授業料減免 高 所得制限あり

◆対象者 三重県内の県立高校に在籍する生徒

県立高等学校に在籍の生徒は、一定の要件を満たせば就学支援金や臨時支援金が受給できるため、授業料の負担はありません。就学支援金や臨時支援金の対象外となる生徒でも、本人または家計を維持する人が、不慮の災害・その他経済的理由等により授業料の納付が困難であると認められる場合、授業料の減免または徴収猶予を受けられます。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校  
三重県教育委員会事務局 教育財務課

TEL.059-224-2940



#### ⑤【貸付】三重県高等学校等修学奨学金 高 所得制限あり

◆対象者 経済的に修学が困難な学習意欲のある学生

学習意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難である高校生・高等専門学校生に対し、修学に必要な資金の一部を無利子で貸与します。貸与された奨学金は卒業後に返還し、後輩のための修学資金として引き継がれます。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校  
三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学金担当

TEL.059-224-2944



#### ⑥【給付】高校生等奨学給付金 高 所得制限あり

◆対象者 生活保護又は非課税世帯の保護者

授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、公立高等学校等に通う生徒等のいる低所得世帯に対して給付金を支給します。

家計が急変して低所得世帯相当になった場合も支給します。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校  
三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学給付金担当

TEL.059-224-2827



## ■ ■ 私立学校の場合

### ①【助成】私立小中学校等授業料減免補助金 (小)(中) 所得制限あり

◆対象者 県内の私立小中学校等に在籍する生徒等

県内の私立小中学校等に在籍する生徒の保護者等(親権者等)が失業倒産等において家計が急変した場合、県の補助金により授業料が軽減されます。

■お問合わせ窓口⇒在学中の学校

三重県環境生活部 私学課 TEL.059-224-2161

### ②【助成】私立高等学校等入学金補助金 (高) 所得制限あり

◆対象者 県内の私立高校等に在籍する生徒等

県内の私立高等学校等に在籍する生徒等の保護者等(親権者等)が一定以下の所得である場合、県の補助金により入学金の一部が軽減されます。

■お問合わせ窓口⇒在学中の学校

三重県環境生活部 私学課

TEL.059-224-2161



### ③【給付】私立高等学校等就学支援金 (高) 所得制限あり

◆対象者 県内の私立高校等に在籍する生徒等

県内の私立高等学校等に在籍する生徒等の保護者等(親権者等)が一定以下の所得である場合や、失業・倒産等により家計が急変した場合、国制度により一定額の授業料が軽減されます。

■お問合わせ窓口⇒在学中の学校

三重県環境生活部 私学課

TEL.059-224-2161



### ④【給付】私立高校生等臨時支援金 (高)

◆対象者 県内の私立高校等に在籍する生徒等

県内の私立高等学校等に在籍する生徒等の保護者等(親権者等)が所得制限により就学支援金の対象外となる場合、授業料に充てるための支援金を支給します。

■お問合わせ窓口⇒在学中の学校

三重県環境生活部 私学課 TEL.059-224-2161

### ⑤【助成】私立高等学校等授業料減免補助金 高 所得制限あり

◆対象者 県内の私立高校等に在籍する生徒等の保護者等

県内の私立高等学校等に在籍する生徒等の保護者等(親権者等)の世帯収入が約590～910万円の世帯について、私立高等学校等就学支援金に加えて県の補助金により一定額の授業料が減免されます。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校  
三重県環境生活部 私学課

TEL.059-224-2161



### ⑥【給付】私立高校生等奨学給付金 高 所得制限あり

◆対象者 私立高校に在籍する生徒の保護者等

授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、私立高等学校等に通う生徒等の保護者等(親権者等)のうち、県内に住所を有し、低所得世帯に属する人に対して給付金を支給します。家計が急変して低所得世帯相当になった場合も支給します。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校  
三重県環境生活部 私学課

TEL.059-224-2161



### ⑦【貸付】三重県高等学校等修学奨学金 高 所得制限あり

◆対象者 経済的に修学が困難な学習意欲のある学生

学習意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難である高校生・高等専門学校生に対し、修学に必要な資金の一部を無利子で貸与します。貸与された奨学金は卒業後に返還し、後輩のための修学資金として引き継がれます。

■お問い合わせ窓口⇒在学中の学校  
三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学金担当

TEL.059-224-2944





#### ④【給付】(独)日本学生支援機構給付奨学金 (大) (専) 所得制限あり

◆対象者 経済的理由により修学が困難な学生

経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し給付されます。「学力基準」と「家計基準」の両方を満たす必要があります。

●奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。電話での問い合わせの前にぜひご活用ください。



日本学生  
支援機構



奨学金相談サイト  
(Q&Aサイト)

#### ⑤【給付】【貸付】交通遺児育英会の奨学金

◆対象者 保護者が交通事故での死亡や重い後遺障害等で経済困窮の学生

保護者等が、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のため働けなかったり等、経済的に修学が困難な生徒・学生(申込時25歳まで)が対象です。ホームページからも応募資料の請求やダウンロードができます。

■お問合わせ

公益財団法人 交通遺児育英会 奨学課

TEL.0120-521-286

TEL.03-3556-0773



#### ⑥【給付】【貸付】あしなが育英会の奨学金 (高) (大) (専) 所得制限あり

◆対象者 保護者の災害や自死などで経済支援が必要な子ども

病気、災害(道路上の交通事故を除く)、自死などで保護者を亡くしたり、重度障がいなどで経済的な援助を必要とする家庭の子ども(25歳を迎える年度まで)が対象です。ホームページからも応募資料の請求やダウンロードができます。

■お問合わせ

一般財団法人あしなが育英会奨学課

TEL.0120-77-8565



⑦【貸付】生活福祉資金貸付 (高) (大) (専) 所得制限あり

詳しくはP.29をご参照ください。

■お問い合わせ

四日市市社会福祉協議会 TEL.059-354-8265

⑧【貸付】母子父子寡婦福祉資金貸付 (三重県事業) (高) (大) (専)

◆対象者 ひとり親家庭の母・父とその子、寡婦

こどもが高校、大学等の進学に必要な経費のためのお金を借りることができます。入学準備のために必要な資金を借りる「就学支度資金」と、月々の学費等に充てる「修学資金」があります。

申請には合格通知または在学証明書が必要です。

P.29とP.48～50をご覧ください、詳しくは母子・父子自立支援員にご相談ください。

■お問い合わせ

四日市市こども家庭センター 管理係

TEL.059-354-8298

三重県子ども・福祉部  
家庭福祉・施設整備課



memo

# 子育て支援

## ■ ■ こどもを日常的に預けたい

### ① 保育所・認定こども園・幼稚園 ひとり親優遇

#### 【保育園】

保護者が働いている(働く予定を含みます)、または病弱である等の理由で乳幼児を保育できない家庭は、その児童を保育園へ入園させることができません。入園には条件がありますが、母子・父子家庭に対して優遇される場合があります。

保育料：3～5歳児は無償化、0～2歳児は保護者の収入に応じて決定

#### 【認定こども園】

幼稚園と保育園の両方の役割を果たす施設です。保護者が働いている、いないにかかわらず、教育・保育を一体的に行います。保育認定での入園には条件がありますが、母子・父子家庭に対して優遇される場合もあります。

受入年齢：教育認定⇒3～5歳児

保育認定⇒0～5歳児(一部の園では1～5歳児)

保育料：教育認定⇒無償化

保育認定⇒3～5歳児は無償化

0～2歳児は保護者の収入に応じて決定

#### 【幼稚園】

幼児教育を義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして位置づけ、それぞれの園が地域と共に、特色ある幼児教育を行っています。

受入年齢：公立⇒4歳児・5歳児

私立⇒満3歳～5歳児

保育料：公立⇒無償化

私立⇒基本的には無償化ですが、園によって異なるためお問い合わせください。

#### ■ お問い合わせ

四日市市保育幼稚園課

TEL.059-354-8172

子育てガイドブック



## ②小規模保育園 ひとり親優遇

0～2歳児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育です。

各保育施設によって対象年齢が異なります。

保育料：保護者の収入に応じて決定

■お問い合わせ

四日市市保育幼稚園課

**TEL.059-354-8172**

子育てガイドブック



## ③認可外保育所

県に届出をしている保育施設で、月極めや一時預かりなどでこどもを預かることができます。各施設によって対象年齢が異なります。

※0～2歳児の非課税世帯および3～5歳児のうち保育要件がある場合、無償化の対象となりますので、認定の申請を行ってください。

■お問い合わせ

各施設へ直接ご連絡ください。

四日市市保育幼稚園課

**TEL.059-354-8172**

子育てガイドブック



## ④学童保育

保護者の就労等により、放課後、留守家庭となる児童の保育のため、各小学校区に設置されています。利用規約(利用時間・利用料金等)は、学童保育所により異なります。詳細や入所手続きについては、各学童保育所へ直接お問い合わせください。

■お問い合わせ

各実施施設へ直接ご連絡ください。

四日市市こども未来課

**TEL.059-354-8464**



## ■ ■ こどもを一時的に預けたい

### ① 休日保育

市内に居住し、保育施設(認可外保育所を除く)に在園していて、保護者のいずれも仕事等により休日に家庭での保育が困難な場合に利用できます(申込みは1カ月単位)。事前登録が必要です。

■ お問い合わせ

四日市市保育幼稚園課

TEL.059-354-8172

子育てガイドブック



### ② 一時保育

仕事や病気、用事がある時や精神的に子育てに疲れた時の親のリフレッシュとして一時的に利用できます(申込みは1カ月単位)。事前登録が必要です。

■ お問い合わせ

各実施保育施設に直接ご連絡ください。

四日市市保育幼稚園課

TEL.059-354-8172

子育てガイドブック



### ③ 第2子以降子育てレスパイトケア

第2子以降のこどもの出産後における保護者の心身の負担軽減を図るため、生まれた子の兄・姉を、産後12カ月までの間に市内の認可保育園及び子ども園や市内の病児保育室に一時的に預けたときの、実費負担分を除く保育料や、家事支援サービスの利用料が2回まで無料になる「よっかいちニコニコ子育て応援券」を発行します。

■ お問い合わせ

四日市市子ども未来課

TEL.059-354-8069



#### ④ファミリー・サポート・センター

子育てを助けてほしい人(依頼会員)と子育てのお手伝いをしたい人(援助会員)が会員になって、相互の信頼と了解のもとに助け合う組織です。

会員登録(無料)が必要です。

※ひとり親家庭等を対象に利用料の1/2を補助。

##### ■お問合わせ

四日市市ファミリー・サポート・センター

TEL.059-323-0023

四日市市子ども未来課

TEL.059-354-8069



ファミリー・  
サポート・  
センター



利用料補助制度

#### ⑤子育て短期支援事業(ショートステイ) ひとり親優遇

家庭で一時的にこどもの養育が困難になった時に、養護施設等で宿泊を伴った一時預かり(7日以内)を行います。また、母子が緊急一時的に保護を必要とする場合等には、母子生活支援施設でショートステイをすることができま  
す。いずれも施設の空き状況等により利用できない場合があります。

※所得に応じた負担金が必要です。ただし、市民税非課税世帯および生活保護受給世帯、ひとり親世帯の人は利用料が軽減されます。

##### ■お問合わせ

四日市市子ども家庭センター 子ども家庭係

TEL.059-354-8276



#### ⑥ひとり親家庭等日常生活支援事業 所得制限あり ひとり親限定

詳しくはP.26をご参照ください。

##### ■お問合わせ

四日市市子ども家庭センター 管理係

TEL.059-354-8298

社会福祉法人四日市厚生会 菜の花苑

TEL.059-345-0051

## ⑦病児保育室

病気療養中で、まだ保育園・小学校などの集団生活に不安があり、保護者の勤務等の都合により家庭においても保育できない児童を一時的にお預かりする施設です。

※病児保育室の空き状況の確認、利用登録や予約申し込みがスマートフォンやパソコンから24時間できます。

■お問い合わせ 次の4カ所で行っています。

カンガルーム

TEL.059-351-4152

チェリーケア

TEL.059-340-7015

ひばりルーム

TEL.059-338-3020

シェルーム

TEL.059-347-1188

四日市市こども未来課

TEL.059-354-8069



病児保育室



あずかるこ  
ちゃん

## ■ ■ こどもが過ごせる場所・こどもと過ごす場所

### ①子育て支援センター

主に乳幼児(0～3歳)と保護者が気軽に利用できる、交流や育児相談、子育て情報の提供の場です。医療機関型については、医療の特性を生かした支援(健康相談ほか)を行っています。

■お問い合わせ

各実施支援センターへ直接ご連絡ください。

四日市市こども未来課

TEL.059-354-8069

子育て支援  
センター一覧



## ②あそび会(幼稚園)・あそぼう会(保育園・こども園)

各園において午前中の2時間ほど園を開放し未就園児の親子に遊び場を提供したり、子育ての相談に乗ったりしています。

原則予約なし。料金は無料です。

実施日時：週1、もしくは月1～3回 9:30～11:30

### ■お問合わせ

各実施園へ直接ご連絡ください。

四日市市保育園課 **TEL.059-354-8087**



## ③こども子育て交流プラザ

18歳未満のこどもと子育てに関心のある人なら誰でも使える、児童館機能と子育て支援機能を併せ持つ施設です。

※就学前の幼児については、保護者同伴でお願いします。

※利用については、施設ホームページをご確認ください。

### ■お問合わせ

こども子育て交流プラザ(橋北交流会館4階)

**TEL.059-330-5020**



## ④おもちゃ図書館

障害のある子もない子も、おもちゃを通して仲よく遊ぶ『ふれあいコーナー』として利用できます。こどもだけの利用はできませんので、必ず保護者同伴で利用してください。

開館日：月曜～金曜 10:00～12:00 13:00～15:00

休館日：土曜・日曜・祝日・年末年始(12/28～1/4)

おもちゃの消毒・点検日：毎月最終日(土日祝日の場合はその前日)

朝8:30の時点で警報等が発令されている場合

※集団で来館されるときは、事前にご連絡ください。

### ■お問合わせ

四日市市社会福祉協議会 地域福祉課 **TEL.059-354-8144**

## ⑤ 児童館

こどもに健全な遊びや体験活動を提供し、健やかな育成を図ることを目的とした、天候に左右されず親子で遊べる施設です。対象は18歳未満のこどもとその保護者です(就学前の幼児は保護者同伴をお願いします)。

利用時間：5～8月 9:30～17:30

9～4月 9:00～17:00

休館日：日曜・月曜・祝日(月曜が祝日ならその翌日も休館)・年末年始  
3・4・7・8月の小中学校長期休暇中は月曜も開館

### ■お問い合わせ

こどもの家 TEL.059-351-3933

北部児童館 TEL.059-364-5444

塩浜児童館 TEL.059-346-7332



こどもの家



北部児童館



塩浜児童館

## ⑥ 図書館・図書室

色々な施設で絵本や児童書を読んだり借りたりできます。絵本の読み聞かせ会を行っている施設もあります。

休館日(休室日)

●四日市市立図書館 毎週月曜、第2・4火曜、年末年始、特別整理期間

●あさけプラザ図書館 毎週月曜(ただし月曜が祝日の場合は、その翌日)、  
年末年始、特別整理期間

●楠交流会館図書室 毎週月曜、祝日、年末年始、特別整理期間

その他、本の閲覧・貸出・読み聞かせを行っているところ

○子育て支援センター(P.41を参照)

○地区市民センター

○こども子育て交流プラザ(P.42を参照)

○児童館(P.43を参照)

### ■お問い合わせ

四日市市立図書館 TEL.059-352-5108

あさけプラザ図書館 TEL.059-363-0102

楠交流会館図書室 TEL.059-397-2277



四日市市立  
図書館



あさけプラザ  
図書館



楠交流会館  
図書室

# 仕事を探したい、 仕事につながる資格を身につけたい

## ■仕事に関する支援

### ①ハローワーク四日市（公共職業安定所）

職業相談担当職員が就職についての相談・紹介、および知識・技能習得のための、職業訓練の相談も行っています。

■お問い合わせ

ハローワーク四日市 TEL.059-353-5566（部門コード42#）

### ②マザーズコーナー

お子さまが一緒でも安心して職業相談できるスペースを確保しています。

相談時間：平日 9:00～16:30（昼休憩12:00～13:00）

ハローワーク四日市2階

■お問い合わせ

ハローワーク四日市 TEL.059-353-5566（部門コード43#）

### ③ハローワーク就職相談コーナー（四日市市役所3階）

ハローワーク四日市の出先窓口で生活保護、生活困窮者、ひとり親などの相談をしています。（相談内容によりハローワーク四日市をご案内させていただくことがあります。）

相談時間：平日 8:30～17:15（昼休憩12:00～13:00）

■お問い合わせ

就職相談コーナー TEL.059-350-3131

### ④女性のための就職相談

就労を希望する女性に対し、キャリアカウンセリングを行っています。

（オンライン相談も可）

■お問い合わせ

おしごと広場みえ TEL.059-222-3309



## ⑤母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親の自立・就業支援のためにハローワークと連携を取りながら「母子・父子自立支援プログラム策定員」による就労支援を実施しています。

**【対象】**就業経験がない方、仕事をしていない期間が長く再就職に不安がある方等、就労先を探している方(生活保護受給者は対象外)

■お問合わせ

四日市市こども家庭センター 管理係 **TEL.059-354-8298**

## ⑥離職者向け支援

離職等によって住宅等にお困りの人に対する支援制度があります。詳しくはご相談ください。

住宅支援・入居支援・生活資金・就職支援

**P.27⑥**自立相談支援事業もご参照ください。

■お問合わせ

四日市市保護課 **TEL.059-354-8076**



## ⑦通勤定期運賃の割引 ひとり親限定

児童扶養手当の支給を受けている世帯は、JRの通勤定期運賃の割引を受けることができます。

■お問合わせ

四日市市こども手当・医療給付課 **TEL.059-354-8083**

## ■ 資格を取りたい

### ① ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ひとり親限定

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して入学準備金・就職準備金の貸付を行っています。

他の制度と併用できない場合があるため、詳しくは三重県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

#### ■ お問い合わせ

三重県社会福祉協議会 三重県生活福祉資金センター

TEL.059-226-1118



### ② 高等職業訓練促進給付金 所得制限あり ひとり親限定

養成機関で看護師などの国家資格等に係るカリキュラムを修業する場合、生活費として『訓練促進給付金』が支給されます。

**【対象】**市内に住所があり、以下の全ての要件を満たす、ひとり親家庭の母、または父

1) 児童扶養手当の受給者あるいは同等の所得水準の人

※ただし、所得制限を超過した場合であっても1年に限り引き続き対象者となります。

2) 育成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象となる資格の取得が見込まれる人

3) 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる人

4) 現に20歳未満の子を扶養している人

5) 過去にこの給付の支給を受けたことがない人

その他、要件があります。必ず事前相談を受けてください。

#### ■ お問い合わせ

四日市市こども家庭センター 管理係

TEL.059-354-8298



### ③自立支援教育訓練給付金 ひとり親限定

雇用保険制度の指定教育訓練講座など市から指定される講座を受講する人に対して、受講修了後に本人が支払った費用の60%（1万2千円を超えて20万円まで）が支給されます。一部対象講座については上限が40万円となる場合があります。また、一部対象講座については資格取得し就職した場合、25%の追加支給があります。

**【対象】**市内に住所があり、以下の全ての要件を満たす、ひとり親家庭の母、または父

- 1) 母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けている人
- 2) 当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められた人
- 3) 現に20歳未満の子を扶養している人
- 4) 過去にこの給付の支給を受けたことがない人

その他、要件があります。必ず事前相談を受けてください。

対象の講座については、検索システムをご参照ください。

■お問い合わせ

四日市市こども家庭センター 管理係

**TEL.059-354-8298**



検索システム



自立支援教育  
訓練給付金

memo

(三重県)母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表 (適用日:令和7年4月1日～)

貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	3,580,000				
	母子・父子福祉団体 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦(複数の母子 家庭の母、複数の 父子家庭の父、複 数の寡婦による共 同起業の場合)	5,370,000		貸付の日から 1年間	据置期間経過後 7年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	1,790,000		貸付の日から 6ヶ月	据置期間経過後 7年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童 18歳年度末を迎え 児童扶養手当等を 受給できなくなった 高校等就学児童	別表のとおり (P.50参照)  上記の額に児童 扶養手当の額を 加算する	就学期間中	卒業後6ヶ月	据置期間経過後 10年以内 (専修学校の一般 課程は据置期間 経過後5年以内)	無利子
就職支度資金	母子家庭の母・父 子家庭の父または 児童 寡婦 父母のない児童	110,000  通勤のために自動 車を購入すること が必要と認められ る場合 340,000		貸付の日から 1年間	据置期間経過後 6年以内	子に係るもの →無利子 母親・父親に係るもの 連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母もしくは父が生 計中心者のとき (技能習得) 月額 141,000 (医療介護) 月額 114,000 母もしくは父が生 計非中心者のと き、または扶養す る子のない寡婦 月額 76,000	知識・技能を習得 する期間中の5年 以内  医療または介護を 受けている期間中 の1年以内	知識・技能の習得 期間満了後6ヶ月 以内  医療または介護を 受ける期間満了 後6ヶ月	据置期間経過後 10年以内 (技能習得)  据置期間経過後 5年以内 (医療介護)	
	母子家庭の母 父子家庭の父 (配偶者のない女子 もしくは男子とな って7年未満の者)	月額 114,000 (上限2,736,000) 但し、生活安定貸 付期間中の養育費 取得のための裁判 等の費用については 、1,368,000円 を限度として一括 して貸付することが できる	配偶者のない女子 もしくは男子とな って7年未満(生 活安定貸付期間)	生活安定貸付期 間満了後6ヶ月	据置期間経過後 8年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%
	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母もしくは父が生 計中心者のとき 月額 114,000 母もしくは父が生 計非中心者のと き、または扶養す る子のない寡婦 月額 76,000	離職した日の翌日 から1年以内	失業貸付期間満 了後6ヶ月	据置期間経過後 5年以内	
	母子家庭の母 父子家庭の父 (児童扶養手当を 受給しておらず、 所得または収入が 別途定める額未 満の家計急変者)	児童扶養手当に準 拠した額(全部支 給の額)の範囲内 月額第1号 46,690 第2号以降 11,030 (上記の金額の合算額)	資金の貸付けを受 けようとしたとき から1年未満(緊急生 活安定貸付期間)(一 度の貸付期間は3ヶ 月とし、引き続き貸 付けを受けることが 適当と認められる ときは、延長可能)	緊急生活安定貸 付期間満了後6ヶ 月	据置期間経過後 10年以内	

※特別な事情がある(物価の影響を受けている)と認める場合、3ヶ月分を一括して貸付けすることができる

貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利率	
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	一般 1,500,000 ----- 災害等2,000,000		貸付の日から 6ヶ月	据置期間経過後 6年以内 ----- 据置期間経過後 7年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%	
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	260,000		貸付の日から 6ヶ月	据置期間経過後 3年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%	
医療介護資金	母子家庭の母・父 子家庭の父または 児童(介護の場合 は児童を除く) 寡婦	医療 340,000 特に経済的に必要 と認められる場合 480,000 ----- 介護 500,000		医療または介護を 受ける期間満了 後6ヶ月	据置期間経過後 5年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%	
就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養してい る子 父母のない児童	小学校	64,300		修学・修業を 終了後6ヶ月	据置期間経過後 10年以内	無利子
		中学校	81,000				
		高等学校 専修学校 (高等課程)	自宅 150,000 自宅外 160,000				
		【私立】 高等学校 専修学校 (高等課程)	自宅 410,000 自宅外 420,000				
		【国公立】 大学 大学院 短期大学 高等専門学校 専修学校 (専門課程)	自宅 420,000 自宅外 430,000				
		【私立】 大学 大学院 短期大学 高等専門学校 専修学校 (専門課程)	自宅 580,000 自宅外 590,000				
修業施設	自宅 中学校卒業生 150,000 高等学校卒業生 272,000 ----- 自宅外 中学校卒業生 160,000 高等学校卒業生 282,000		(修業施設) 据置期間経過後 5年以内				
結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養してい る子	婚姻する子1人に つき 330,000		貸付の日から 6ヶ月	据置期間経過後 5年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%	
修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養してい る子 父母のない児童	68,000 ----- 高校3年在学時就 職希望の児童が自 動車運転免許取得 の場合 460,000	知識技能を習得す る期間中の5年以 内	習得期間満了後 1年 ※自動車免許の 場合、貸付した 時点から1年	据置期間経過後 10年以内	無利子	
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	68,000 ----- 入学金・学費等、特 に必要と認められ る場合 816,000 ----- 自動車運転免許取得 の場合 460,000	知識技能を習得す る期間中の5年以 内	習得期間満了後 1年 ※自動車免許の 場合、貸付した 時点から1年	据置期間経過後 10年以内	連帯保証人あり →無利子 連帯保証人なし →年1.0%	

(注)申請者への貸付金が多額である場合には、連帯保証人を必要とします。

連帯保証人は、年齢60歳まで、申請者と生計を同一にしておらず、原則として県内に在住している償還の資力がある方です。

## 連帯保証人の要件(母子父子寡婦福祉資金貸付金)

- 60歳以下 ●債務弁済の資力あり ●できれば県内の方(※三親等内の親族であれば県外可)
- 子のための資金は元夫可 ※申請者と同一生計ではない

## 修学資金貸付限度額(月額)一覧表 (適用日:令和7年4月1日～)

(単位:円)

学校種別		通学形態	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500 (89,000)	98,500 (89,000)
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000 (102,500)	115,000 (102,500)
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500 (86,500)	96,500 (86,500)			
	私立	自宅通学	93,500 (86,500)	93,500 (86,500)			
		自宅外通学	131,000 (110,500)	131,000 (110,500)			
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外通学	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)	
	私立	自宅通学	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)	
		自宅外通学	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)	
大学	国公立	自宅通学	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	
		自宅外通学	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	
	私立	自宅通学	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	
		自宅外通学	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	
大学院	修士課程	132,000	132,000				
	博士課程	183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)			54,000	54,000			

(注1) ( )内の単価は、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条に定める計算方法に基づき算出したその者の前年所得が682万円(年収目安900万円)(扶養親族等が2人以上の場合については、前年所得について、682万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき38万円を加算した額)を超える場合に適用します。

(注2) 高等教育の就学支援新制度による支援を受ける場合は、貸付限度額から授業料等の減免や給付型奨学金の額に相当する額を控除します。

## 母子家庭のお母さん、寡婦のみなさん、仲間に入りませんか!

みんなで四日市母子寡婦福祉会の輪を広げていきましょう!

### 母子寡婦福祉会って?

母子家庭や寡婦の皆さんがお互いの自立向上に努め、支えあい安心して暮らせる福祉社会を目指しています。

#### ●趣味の作品展

文化活動の促進と母子家庭及び寡婦福祉について多くの方々に理解を深めていただくために、毎年10月に「趣味の作品展」を開催します。会員の作品展示や手づくりの小物、編物などの手芸品を販売します。毎月、寡婦・母子部共に手芸品づくりを行っています。

#### ●母子寡婦福祉大会

毎年2月～3月に開催します。会員の優良母子家庭の表彰、小学校入学児童及び中学校入学・卒業生徒を招待して、お祝いを贈呈します。

#### ●親睦研修旅行

年2回のバス旅行を開催して、会員同士の親睦を深めています。

#### ●陶芸教室

毎月1回(1・8月は除く)ばんこの里会館で行っています。参加者には材料費の一部を補助します。

#### ●母子部事業 (母子家庭対象)

◎おてらおやつクラブおすそわけ配布

アドレス登録された方に、おてらおやつクラブから提供された日用品やおやつを配布しています。

◎母と子のふれあい事業「1日社会見学」

貸切バスにて親子の日帰り旅行

これまでの行き先…アクア・トトぎふ&かがみはら航空宇宙博物館

おやつタウン 伊賀の里モクモク手づくりファーム

滋賀県立琵琶湖博物館&信楽陶芸村など

※他、夏休み絵画教室、クリスマス会など母子家庭の交流を兼ねた行事を実施しています。

#### ●災害見舞金の支給

●住宅の全焼、全壊、床上浸水 ●住宅の半焼、半壊、床上浸水

#### ●その他

研修会に参加し、母子寡婦福祉の向上に努め、全国母子寡婦福祉団体協議会、県母子寡婦福祉連合会、市母子寡婦福祉会といった組織の中で私たちの福祉に対する施策を要望しています。

### 不時の出費や緊急に費用が必要で困った場合の貸付を行っています。

#### ①四日市市母子寡婦福祉資金貸付

●貸付限度額：100,000円 ●貸付手数料：3%

●貸付期限：12ヶ月

●返済方法：一時または月払い

#### ②三重県母子寡婦福祉連合会資金貸付

●貸付限度額：200,000円 ●貸付手数料：3%

●貸付期限：12ヶ月(据置期間3ヶ月)

●返済方法：一時または月払い

※①、②の貸付対象は、返済の見込みがあると認められる、入会1年以上加入の会員に限られています。連帯保証人が必要です。

■お問合わせ先：四日市母子寡婦福祉会 TEL.059-354-8277(四日市母子・父子福祉センター内)



発行

四日市市こども未来部 こども家庭センター 管理係（四日市市総合会館3階）

〒510-0085 三重県四日市市諏訪町2番2号

TEL・059-354-8298 FAX・059-354-8061